

四日市市告示第 1 7 9 号

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 4 月 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事前審査型条件付一般競争入札共通事項（平成 2 1 年四日市市告示第 2 7 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、事前審査型条件付一般競争入札共通事項を次のとおり公告する。本公告の内容は、四日市市が発注する工事（四日市市工事執行規則（昭和 46 年四日市市規則第 34 号）第 2 条第 3 号に定めるもの）を対象とする。</u></p> <p><u>（本公告は、入札に係る工事の概要及び個別公告で求める入札参加資格要件を除く、入札に参加するための基本的な要件を表記したものである。なお、個々の工事の概要および入札参加資格要件は内容が決定しだい、別に公告する個別公告に記載する。）</u></p> <p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>（2） 現行の<u>四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）</u>に登録されている者であって、次に定める種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者</p> <p>ア 建設工事 <u>入札参加資格者名簿に個別公告に示す業種で登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を有する者</u></p>	<p>（追加）</p> <p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>（2） 現行の<u>四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に定める建設工事等の種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者</u></p> <p>ア 建設工事 <u>四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を有する者</u></p>

<p>イ 測量業務 <u>入札参加資格者名簿に「測量」として登録されている者のうち、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けている者</u></p> <p>ウ 建築物の設計業務 <u>入札参加資格者名簿に「建築関係コンサルタント」として登録されている者のうち、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けている者</u></p> <p>エ 建設コンサルタント業務 <u>入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている者</u></p> <p>オ 地質調査業務 <u>入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されている者</u></p> <p>カ 補償コンサルタント業務 <u>入札参加資格者名簿に「補償関係コンサルタント」として登録されている者</u></p> <p>(3) <u>建設業法第 27 条の 23 の規定の対象となる場合、個別公告で示す業種に関して有効期限内の経営事項審査を受けている者</u></p> <p>(5) <u>会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。</u></p> <p>(6) <u>手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者</u></p> <p>(7) <u>その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者</u></p>	<p>イ 測量業務 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けている者</p> <p>ウ 建築物の設計業務 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けている者</p> <p>エ 建設コンサルタント業務 <u>建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示 717 号）第 2 条の規定による登録を受けている者</u></p> <p>オ 地質調査業務 <u>地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項による登録を受けている者</u></p> <p>カ 補償コンサルタント業務 <u>補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規程による登録を受けている者</u></p> <p>(3) <u>建設業法第 27 条 23 の規定に基づき、当該業種に関する有効期限内の経営事項審査を受けている者</u></p> <p>(追加)</p> <p>(5) <u>手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者</u></p> <p>(6) <u>その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者</u></p>
--	---

<p>6 現場説明会 <u>工事</u>の現場説明会を行わない。</p> <p>9 入札書に記載する事項 (略) (3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）<u>日時</u>、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。</p> <p>12 入札の無効 (略) (10) 工事費内訳書<u>（委託業務の場合は業務委託内訳書）</u>の提出を求めた<u>工事</u>について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの (略) ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの（スクラップ控除及び千円未満の端数処理を除く） (略) (12) <u>総合評価方式の入札において技術提案に係るヒアリングが設定されている場合に、そのヒアリングを欠席したもの</u></p>	<p>6 現場説明会 <u>工事等</u>の現場説明会を行わない。</p> <p>9 入札書に記載する事項 (略) (3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）<u>日</u>、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。</p> <p>12 入札の無効 (略) (10) 工事費内訳書の提出を求めた<u>工事等</u>について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの (略) ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの（千円未満の端数処理を除く） (略) (追加)</p>
--	---

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部調達契約課)